別記様式第１号（第４条、第17条、第20条、第22条、第24条関係）

2023年8月3日暫定版：青字で追加・補足内容を追記しています

|  |
| --- |
| リエゾン・URAセンター使用欄 |
| 学内整理番号：届出書受理日：担当者： |

発明等届出書

　　年　　月　　日

国立大学法人お茶の水女子大学長　殿

所属部局

職名

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

このたび下記のとおり発明等（考案、意匠の創作その他の知的財産の創作）をしましたので、国立大学法人お茶の水女子大学職務発明規則に基づき、関係書類を添えて届け出いたします。

記

１．発明等の名称

|  |
| --- |
|  |

２．発明者（または創作者）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （ふりがな）氏　名 | 所属部署職名(\*1) | 発明等と職務との関係(\*2) | 学内連絡先 | 内容等の問合わせ先(○印) |
| 電　話、e-mail |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

(\*1)　本学教職員以外の発明者については、所属部署欄に所属企業／機関名、職名等を記載のこと。

発明者が学生等の場合、所属部署欄に研究室名と学生等であることを記載のこと。

(\*2)　次の区分（a、b）を記載のこと。

a) 本学における現在及び／又は過去の職務に基づく発明

b) その他

３．発明等の概要：別紙添付のとおり

４．発明等の発生母体等（□にチェック）

4.1) 研究形態

□a) 自主研究

□b) 受託研究（相手先：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□c) 共同研究（相手先：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□d) その他（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

4.2) 契約の有無

□a) 共同研究契約あり（　　年　　月　　日締結）

□b) 受託研究契約あり（　　年　　月　　日締結）

□c) その他契約あり　（　　年　　月　　日締結）

□d) 契約なし

4.3) 共同出願の必要性

□a) 必要なし

□b) 必要あり

□c) 不明

５．発表の状況（□にチェック）

□a) 未発表

□b) 発表予定あり（　　年　　月　　日、□学会、□新聞、□雑誌、□その他）

□c) 発表済み　　（　　年　　月　　日、□学会、□新聞、□雑誌、□その他）

　　　　　　　　　※「その他」の場合、具体的には「　　　　　　」で発表予定

補足①：b), c)で学会発表が該当する場合、「要旨」の発刊日を記載ください。

補足②：「c) 発表済み」の場合、発表(要旨の公開)から1年以内であれば国内での出願自体は可能です(30条適用)。ただし、費用・手続き負担が大きくなり、欧州等への出願にも制限等が発生します。これらを鑑み、原則として発表前に出願を行います。

６．出願の緊急性（□にチェック）

□a) 緊急性なし

□b) 緊急性あり（希望日：　　　　　　　　、理由：　　　　　　　　　　　　）

※学会発表を予定している場合、**「要旨集の公開日の前日」**を記入ください

７．外国出願（□にチェック）

□a) 希望なし

□b) 希望あり（希望国：　　　　　　　　、理由：　　　　　　　　　　　　　）

８．発明等の活用計画（□にチェック）

□a) 技術移転の予定（相手先：　　　　　　　　　、時期：　　　　　　　　）

□b) この発明等を母体に受託研究、共同研究等の予定

（相手先：　　　　　　　　、時期：　　　　　　　　）

□c) その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

９．先行技術（□にチェック）

□a) 先行技術としては、添付のとおりのものがある。

　　 （調査手段、調査範囲等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□b) 先行技術の調査を行ったが、類似の技術は見あたらなかった。

（調査手段、調査範囲等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□c) 先行技術調査は、行っていない。

１０．発明等をなした者としての所見（□にチェック）

10.1　発明等の位置づけ

□a) 広がりのある基本発明等である。

□b) 既存技術の改良等に係わる周辺発明等である。

□c) その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

10.2　発明等の完成度

□a) すぐに事業化可能

□b) 事業化には更なる研究開発が必要

□c) その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　10.3　発明等の競争力について：既存技術を用いてビジネス(商品の製造・販売、サービス)を実施する場合、本発明と既存技術の力関係を教えてください。

□a) 既存技術によって本発明を代替することは全く不可能

□b) 多少の犠牲はあるが、代替すること自体は可能

　（どの様な犠牲がありますか？：

　　　　　　　　　　　　　　　　例：製造コストが高い、副作用が重篤、等）

□c) 既存技術により不都合無く代替可能

□d) その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

10.4　想定されるライセンス先企業・組織を教えてください。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

１１．知財部門の予算による出願が難しい場合、研究室予算での出願を

希望しますか？

□a) 希望する

□b) 希望しない

補足：特許の出願・維持には費用が必要です。発明審査部会では、学術的な価値の大きさとは別の様々な観点（特許の成立可能性、ビジネス上特許化が好ましいか、費用対効果の期待値）で、総合的に発明を検証・審査し、大学として承継して出願するか否かを決定します。また、残念ながら残予算額との兼ね合いで、出願時の費用負担が難しいケースも発生し得ます。

以上

別記様式第２号（第８条関係）

|  |
| --- |
| 担当課使用欄 |
| 学内整理番号：譲渡書受理日： |

権利譲渡書

　　年　　月　　日

（譲受人）

国立大学法人お茶の水女子大学長　殿

国立大学法人お茶の水女子大学職務発明規則第８条（権利譲渡書の提出）に基づき、下記の発明等に関する特許等を受ける権利を、国立大学法人お茶の水女子大学に譲渡いたします。

記

１．発明等の名称

|  |
| --- |
|  |

２．学内整理番号

|  |
| --- |
|  |

３．譲渡人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名　　　　印 | 所属部署職　　名 | 発明等の完成に対する貢献割合 | 連　　絡　　先 |
| 現住所、電話番号、e-mail |
|  |  |  | ％ |  |
|  |  |  | ％ |  |
|  |  |  | ％ |  |
|  |  |  | ％ |  |
|  |  |  | ％ |  |

４．付記

1)　上記の「発明等の完成に対する貢献割合」については、譲渡人の相互間で何ら異論のないことをここに申し添えます。

2)　上記の連絡先は、発明等補償金の支払いに関する連絡のためのものであることを認識しており、上記連絡先に変更があった場合には速やかに担当チーム宛に連絡することといたします。変更手続きを怠り、万一連絡がつかない場合には、以後発明等補償金の受領等を放棄したものとみなされても異存がないことをここに申し添えます。

3)　発明等の内容等に関する情報のうち、既に公知となった情報を除く全ての情報について、秘密保持を厳守します。

以上

別記様式第３号(第２条第７号関係)

|  |
| --- |
| 担当課使用欄 |
| 学内整理番号：同意書受理日： |

同　　意　　書

　　年　　月　　日

国立大学法人お茶の水女子大学長　殿

住所

所属

氏名(自筆)　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、国立大学法人お茶の水女子大学社会貢献ポリシー、国立大学法人お茶の水女子大学知的財産ポリシー及び国立大学法人お茶の水女子大学職務発明規則を十分に理解し、私が国立大学法人お茶の水女子大学における教育、研究及び業務に関与する中で行う又は行った発明等を、国立大学法人お茶の水女子大学が「国立大学法人お茶の水女子大学職務発明規則」の定めに従って取り扱うことに同意いたします。

以上

＜補足＞
・p.1について、本学における代表者の発明者の方の「ご捺印」をお願いします。

・p.4について、本学発明者分全員の「ご捺印」をお願いします。

・p.5について、本学発明者分それぞれに「ご署名(自筆)」、「ご捺印」いただき、ご提出をお願いいたします。

・発明者に学生諸氏を加えるかについて、指針

特許庁が引用する学説では、「研究者の指示に従い、単にデータをまとめた者又は実験を行った者（単なる補助者）は、共同発明者ではない」と記載されています。研究責任者である先生方にはこの記載をご参考いただき、「当該発明に関する研究テーマを担当する学生が発明者であるか、それとも単なる補助者であるか」を厳正にご判断いただく様にお願いいたします。

また海外出願等の際に、卒業後の発明者にも署名いただく義務が発生します。ご対応いただけない場合は、特許権が成立しない結果となってしまいますので、責任を持ってご対応をお願いいたします。